

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会の設置について

令和5年1月10日
文部科学省
科学技術・学術政策局長

1. 設置の目的

地域の中核となる大学や特定分野に強みを持つ大学が、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援するにあたり、「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」及び「地域中核・特色ある連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業」（以下「事業」という。）の事業の制度設計や基本的な方針等について検討を行うとともに、（独）日本学術振興会に設置する予定である「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業推進委員会（仮称）」の運営に対し助言等を行うため、「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- ・ 制度設計における基本的な考え方について
- ・ 事業運営上の留意点について
- ・ 事業全体の評価とそれを踏まえた事業の在り方について
- ・ その他制度設計に関して必要な事項について

3. 構成及び運営

- ・ 別紙の構成員において「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
- ・ 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」の実施主体である（独）日本学術振興会はオブザーバとして委員会へ参画できるものとする。
- ・ 委員会に、委員長を置き、科学技術・学術政策局長が指名する。委員長代理については、委員長が指名する。
- ・ 委員会の定足数は、委員会を構成する委員数の過半数とし、議決は出席委員の過半数により決するものとする。
- ・ 委員会は、個別利害に直結する事項について検討を行うため、委員会において公開することが適当であると認める場合を除き、会議及び議事については非公開とする。
- ・ 委員の出席が困難な場合には、委員が事前に指名する者の代理出席を可能とするほか、意見書を提出することができる。
- ・ このほか、同委員会の運営に係る事項は、委員会において定める。

4. 設置期間

令和5年1月10日から令和10年3月31日までとする。ただし、基金運用の状況に鑑み、必要に応じて延長することとする。

5. その他

委員会の庶務は、科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課において処理する。

「地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会」

委員名簿

阿部	守一	長野県知事	
荒金	久美	株式会社クボタ社外取締役、公益財団法人薬学振興会理事	
上山	隆大	内閣府総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）議員（常勤）	
片田江	舞子	株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ パートナー	
○	坂田	一郎	東京大学総長特別参与・工学系研究科教授、FSI 本部 ビジョン形成分科会長、地域未来社会連携研究機構 長
佐藤	康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問、 一般社団法人日本経済団体連合会副会長、内閣府総 合科学技術・イノベーション会議（CSTI）議員（非 常勤）	
菅	裕明	東京大学大学院理学研究科教授、ペプチドリーム株 式会社社外取締役、内閣府総合科学技術・イノベ ーション会議（CSTI）議員（非常勤）	
高橋	真木子	金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研 究科 イノベーションマネジメント専攻教授	
羽田	正	東京大学東京カレッジ長	
◎	山崎	光悦	復興庁参与、金沢大学特別顧問

（◎委員長、○委員長代理）